

高知県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例施行規則

平成17年2月1日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、高知県市町村総合事務組合非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成17年条例第23号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(規則で定める階級)

第2条 条例第3条の規則で定める階級は、退職した日にその者が属していた階級より上位の階級のうち、最も上位の階級から順次その在職期間を合算し、その在職期間の合計がはじめて1年以上となる場合の最後に合算した期間に係る階級とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。